

大気環境の保全

要望先：環境省

県担当課：大気環境課

大気中の光化学オキシダントについては濃度が上昇傾向にあり、本県の光化学スモッグ注意報発令日数も全国上位であることから、原因を究明し効果的な対策を講じる必要がある。また、微小粒子状物質については、県民の健康への影響が懸念されている。さらに、石綿については、多くの建築物に使用されており、今後その解体が多く見込まれることから大気中濃度の評価基準の設定などが課題となっている。

1 光化学オキシダント対策の推進

環境省

光化学オキシダントについては根本的な改善には至っていないことから、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）をより効果的に削減するため、詳細なVOC排出状況を正確に把握するとともに、未改善の原因を究明し効果的な対策について検討すること。

◆現状・課題

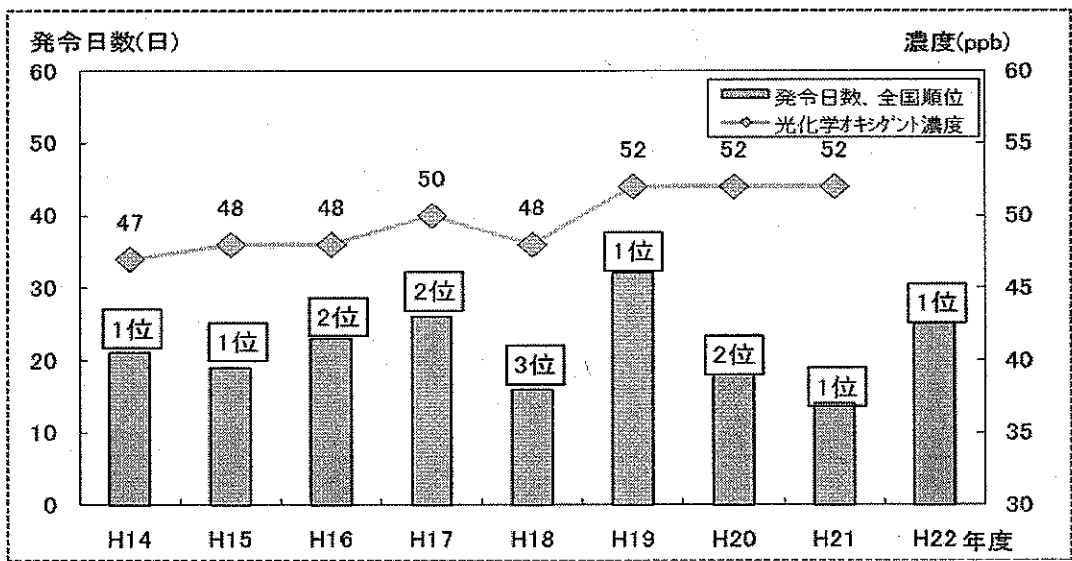
- 光化学オキシダントの原因物質であるVOCと窒素酸化物の削減対策を講じているにも関わらず、近年、光化学オキシダント濃度は漸増傾向にある。今後、原因を究明し効果的な対策を検討する必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- VOCの削減指導をさらに効果的に推進するため、業種や物質ごとの詳細なVOC排出量を正確に把握するとともに、光化学オキシダントの濃度上昇の原因を究明し効果的な対策の検討を行う必要がある。

◆参考：埼玉県の大気化学スモッグ注意報発令日数（全国順位）と濃度

- 光化学オキシダントについては濃度が上昇傾向にあり、本県の光化学スモッグ注意報発令日数は全国上位の状況にある。



2 微小粒子状物質（PM2.5）に係る取組の強化

環境省

微小粒子状物質（PM2.5）については健康への影響が懸念され、平成21年9月に環境基準が設定されたことから、原因物質の排出状況や大気中の生成機構を把握して効果的な対策を検討すること。

◆現状・課題

- ・ PM2.5の環境基準が平成21年9月に設定されたことから、県内のPM2.5の緊急実態調査を実施したところ、多くの地点で環境基準が非達成となることが懸念される状況にある。
- ・ また、PM2.5の原因物質の排出状況や大気中の生成機構が十分に把握されていない状況にある。このため、PM2.5対策の実施に向けた検討が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 発生源の排出インベントリ（排出目録）の整備やシミュレーションの実施などによりPM2.5の原因物質の排出状況を把握するとともに、今後、環境基準を達成するため、効果的な対策の検討を行うこと。

3 大気中の石綿濃度に係る評価基準等の設定

環境省

一般環境及び建築物等の石綿除去作業周辺における大気中の石綿濃度について、評価基準を設定すること。また、大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取り外し等の作業基準を設定すること。

◆現状・課題

- ・ 埼玉県では、現在、一般環境及び建築物等解体時の周辺環境について、大気中の石綿濃度を測定している。しかし、これらの評価基準が設定されていないため、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設（※1）に適用される敷地境界基準を参考にしている状況である。
- ・ また、大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」（※2）以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取り外し等の作業基準が設定されていないため、事業者の協力ができない場合、指導ができない。

※1 特定粉じん発生施設：解綿用機械、紡織用機械、切断機等（石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式及び密閉式のものを除く。）

※2 「特定建築材料」：吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

○特定粉じん排出等作業に係る届出数及び立入検査数（埼玉県全体）

年度	届出数	立入検査数
19	315	541
20	259	402
21	230	354

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 一般環境及び建築物等解体時の周辺環境に係る石綿濃度の評価基準を設定すること。
- ・ 大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取り外し等の作業基準を設定すること。